

安曇野市告示第 号

安曇野市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成19年安曇野市告示第123号）の一部を次のように改正する。

平成24年 月 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

第2条第2項及び同項の表中「補助対象経費」を「補助限度額」に改める。

別表第1中「減免した保育料等」を「入園料と保育料」に、「223,200円」を「226,200円」に、「264,000円」を「266,000円」に、「303,000円」を「305,000円」に、「193,200円」を「196,200円」に、「249,000円」を「251,000円」に、「34,500円」を「77,100円」に、「109,200円」を「112,200円」に、「207,000円」を「209,000円」に、「183,000円」を「211,200円」に、「46,800円」を「49,800円」に、「175,000円」を「178,000円」に改め、「(注)世帯構成員中2人以上に所得がある場合については、所得割課税額の合計額とする。」を削り、同表に備考として次のように加える。

備考

- 1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合については、所得割課税額の合計額とする。
- 2 所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。

別表第2中「減免した」を削り、「244,000円」を「247,000円」に、「303,000円」を「305,000円」に、「222,000円」を「224,000円」に、「34,500円」を「77,100円」に、「159,000円」を「161,000円」に、「183,000円」を「211,200円」に、「111,000円」を「114,000円」に改め、「(注)世帯構成員中2人以上に所得がある場合については、所得割課税額の合計額とする。」を削り、同表に備考として次のように加える。

備考

- 1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合については、所得割課税額の合計額とする。
- 2 所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。

様式第1号、様式第2号及び様式第4号から様式第8号までの規定中「34,500円」を「77,100円」に、「183,000円」を「211,200円」に、改める。

附 則

この告示は、平成24年度の補助金から適用する。